

「令和7年度 一般廃棄物収集運搬業許可業者代表者研修及び従事者研修業務」 に係る委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 一般廃棄物収集運搬業許可業者代表者研修及び従事者研修業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 業務の目的

事業所やマンション等から排出される一般廃棄物の収集運搬する、公的な役割を担う一般廃棄物収集運搬業許可業者の代表者及び従事者を対象に、当該業務の適切な遂行についての知識や技術など、能力向上を図ることを目的とした研修であり、次のような視点を踏まえて実施するものである。

(1) 代表者研修

『人材採用とインナーブランディング』

地球温暖化や海洋プラスチックなどが社会問題となる中、持続可能な社会を構築するため、ごみの減量や分別などの取組が注目されており、エッセンシャルワーカーである廃棄物処理業の従事者の専門性や役割は重要度を増している。一方で、我が国では、人口減少社会が進展しており、とりわけ、若年層、中年層での雇用の確保が困難となっている。

こうした難局を乗り切るためには、新たな人材を確保する前に、給与や休暇制度、機械化・DX化の推進、研修などにより「働きやすい環境」を整備し、併せて地域貢献等の取組を進めることにより、インナーブランディングを確立させることが重要である。

そのため、「労働人材の不足」という喫緊の課題に対し、業界の状況を踏まえたうえでの解決策を具体的なポイントを挙げて提案するとともに、実際に働く従業員が愛着や誇りをもって働ける組織づくりを目指す内容とする。

(2) 従事者研修

『廃棄物処理のルールと処理の流れ及び安全について』

一般廃棄物等の収集・運搬の現場で課題となる以下のテーマに対して研修を行い、従業員自身の規範意識といのちとくらしを守る大切さを醸成することを目指す。

○ 廃棄物処理のルールと処理の流れ

ごみを排出する事業者やマンション住民と最も近い接点を持つのは、現場職員である。近年、ごみのさらなる減量や分別が求められる中、収集・運搬に当たる職員には、この問題に精通しておく必要がある。

そのため、京都市の許可業者が取り扱う、事業系廃棄物（一廃と産廃）とマンション系廃棄物の分別について、両社の性質の違いを明らかにしながら、また、リチウムイオン電池の火災事故など収集の安全性も踏まえながら、説明を行う。

なお、同研修は、これを受講した従事者が排出事業者に直接説明できる能力の育成を目的としたものとする。

○ 安全について

パッカー車等は重量も重く、軽い接触ですら重大な事故につながる恐れがある。そうした、車両を運転することの危険性や重大さを触れつつ、交通法規を遵守した取組について説明する。

4 業務の概要

(1) 研修の企画・実施

ア 代表者研修及び従事者研修の企画

イ 代表者研修及び従事者研修の実施

○ 実施する業務内容

- ・ 研修テキスト及び研修動画の制作
- ・ 従事者研修のテキストには研修内容を1頁にまとめたページを作成すること。
- ・ 制作した本研修動画のDVDへの書き込み
- ・ 制作した本研修動画のインターネット上での配信
- ・ 本研修資料（研修テキスト、研修用DVD等）の各許可業者（73業者）への送付
- ・ 本研修受講者からの研修受講後の質問に対する回答の対応（受講者とのやり取りは、本市を通じて行うものとする。）

○ 受講者数

代表者研修 73名程度

従事者研修 390名程度

○ 受講時間（代表者研修、従事者研修共通）

50分～60分程度（研修動画の視聴以外に、受講者が研修課題に取り組む時間を含む。）

(2) 研修方法

- ・ 研修動画をDVD又はインターネットにより受講させる方式で実施
- ・ 講義中に受講者が設問に回答する演習など、聴講するだけにならないような工夫を取り入れること。

(3) 研修受講日

令和7年11月4日（火）～同年12月16日（火）

（各受講者の都合のよい時間に受講させる。）

(4) 受講場所

各許可業者の事務所、代表者・従事者の自宅等の任意の場所

(5) その他

ア 本研修に使用する備品（パソコン、DVDプレイヤー等）は、各受講者で用意する。

イ 本研修を受講する際に発生する経費（電気代、通信料）は、各受講者の負担とする。

ウ 本件業務の履行に伴い発生する経費（人件費、交通費、本研修テキスト並びに動画の制作費、本研修テキストの印刷費、本研修用DVDの作成費、インターネットを通じて本研修動画を対象の受講者に視聴させるためのシステム等の使用料、各許可業者（73業者）への本研修資料（研修テキスト、研修用DVD等）の配送

料及び研修終了後に本市から受託者へ返却するDVDの配送料等)は、受託者の負担とする。

5 留意事項

- (1) 本件業務の履行に当たっては、適宜、本市と協議すること。
- (2) 業務の進捗状況については、随時、本市に報告し、指示を受けること。
- (3) 業務の遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。